

＜安全対策基礎データ＞

マダガスカル

●犯罪発生状況，防犯対策

1. 犯罪発生状況

マダガスカルではラジャオナリマンピアニナ大統領政権樹立から 3 年半が経過しましたが，政治情勢は好転しつつあるものの，経済面で依然多くの課題が残されており，深刻な貧困問題に改善の兆しは見えません。2018 年には大統領選挙が予定されており，政治的混乱も予想されます。治安状況は改善が見られず，最近では首都アンタナナリボ市内のみならず，マダガスカル全土において武装強盗が発生し，地方都市においても凶悪事件が発生しています。スリ，ひったくり，置き引き，車上狙い等も依然として発生しており，マダガスカル人富裕層のみならず，外国人や観光客も被害に遭っています。

また，空港では，単独の旅行者に近づき，低料金での移動・宿泊を斡旋するとして治安の悪い地区にある安ホテルを案内しようとする者がいますので，十分注意してください。

なお，近年マダガスカル全土において誘拐事件が増加しており，2016 年の誘拐事件は，治安当局による公表件数だけでも年間 121 件以上発生しており，2015 年における誘拐事件発生件数 102 件を上回っています。これらの事件は身代金目的の犯行が大半を占めていますが，最近は被害者が殺害される事案もみられますので十分に注意する必要があります。

2. 日本人の被害例

近年ではマダガスカル人富裕層のみならず，外国人が犯罪の標的となった事件も発生しています。日本人が特定の標的とされる背景はありませんが，一般的に外国人は裕福とみられるため，ひったくり（単独及びグループによるものを含む），置き引き，強盗目的の住居敷地内への侵入，偽警官による車両奪取などの邦人被害が報告されています。

また，地方において，現地住民と一緒に写真撮影しようとしてカメラを向けたところ，金銭を要求された事例もありますので，写真撮影については事前に相手方の同意を得る等十分注意してください。

3. 犯罪被害危険地域・場所

首都のアンタナナリボ市内では，イスチィ，アンダバマンバ，アノシベ，アナラケリ，ツアララナ，アンタニメナ，ベオリリカ，アヌシ，67ヘクタール地区では，頻繁に犯罪が発生しており，特に夜間は十分に注意する必要があります。

ります。

また、地方都市は首都圏に比べ犯罪は少なく、比較的安全でしたが、最近では外国人に対する武装強盗、殺人事件が発生するようになっており、首都圏と同様、常に危険に遭遇する可能性があることを念頭に置いて行動する必要があります。

4. 防犯対策

(1) 万一、身体・生命の危険を感じる事件（強盗、恐喝及び誘拐等）に遭遇した場合、決して抵抗することなく、「身の安全の確保」を最優先で行動してください。過去の犯例からも、犯行目的の大半は金品の強奪・窃取であり、抵抗することによって犯人を刺激し、傷害や殺害に発展するケースがあります。

(2) 大型市場、ナイトクラブ、乗り合いバス等の大勢の人が集まる場所では、スリ、ひったくり等の犯罪が発生しています。最近の被害事例では、バッグやリュックをナイフで切られ中身を抜き取られたり、身に付けていた装飾品類をひきちぎられ強奪される事例が頻繁に発生していますので、これらの場所にはなるべく立ち入らず、乗り合いバス等には利用しない方が安全です。こうした場所に立ち入る場合には、バッグ類は、常に体の前に抱える等の注意が必要で、特に貴重品類はバッグの中に入れて持ち運ばず、ウェストポーチ等を利用し身体に密着させた上で、さらに上着で覆い隠すなど、人目に付かないような工夫が必要です。

(3) タクシー（料金メーター制ではなく交渉制）を利用する場合、運転手がほかの客を同乗させることがあります。同乗者が強盗を働く事件も発生していますので、同乗を許可しないよう運転手に指示しておくことが賢明です。

(4) 日本人観光客が多く訪れる独立大通り周辺において、夜間、複数の警察官が検問と称して、特に法律違反等をしていない日本人観光客を車から降ろし、執拗に金銭を要求し、進路を阻んだり警察署に連行するといった事案に遭ったとの報告が日本人旅行者から寄せられています。たとえ要求額が少額であっても、明らかに不当な金銭の要求であると考えられる場合においては、毅然とした態度で支払いを断ることが重要です。

(5) ひと気がなく狭い路地は、逃げ道がないため、強盗が発生しやすい場所と言えます。また、単独での徒歩による移動は極力避け、夜間における不要不急の外出も控えてください。

5. その他

これまでに、マダガスカルにおいて日本人・日本権益を直接標的としたテロ事件は確認されていませんが、近年、シリア、チュニジア及びバングラデシュ

において日本人が殺害されたテロ事件や、英国、フランス、ドイツ、ベルギー、トルコ、インドネシア、フィリピン等、日本人の渡航者が多い国でもテロ事件が多数発生しています。このように、世界の様々な地域でイスラム過激派組織によるテロがみられるほか、これらの主張に影響を受けた者による一匹狼（ローンウルフ）型等のテロが発生しており、日本人・日本権益が標的となり、テロを含む様々な事件の被害に遭うおそれもあります。このような情勢を十分に認識して、誘拐、脅迫、テロ等に遭わないよう、また、巻き込まれることがないように、海外安全情報及び報道等により最新の治安・テロ情勢等の関連情報の入手に努め、日頃から危機管理意識を持つとともに、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけてください。

●査証、出入国審査等

（手続きや規則に関する最新の情報については、駐日マダガスカル大使館（電話：03-3446-7252, 7254）等にお問い合わせください。）

1. 査証

マダガスカルに入国するには査証が必要です。30日以内の短期滞在査証（観光目的）であれば、空港で取得（約20ユーロ）することも可能です。しかし、空港の入国管理窓口では、入国者は列を作らず無秩序であり、申請時に多大な時間を要することが多く、可能な限り入国前に査証を取得しておくことをお勧めします。

なお、渡航目的によって必要書類が異なりますので、事前に駐日マダガスカル大使館に確認してください。

2. 出入国審査

（1）入国時は、旅券（パスポート）、入国カード及び復路航空券の提示が必要です。入国カードは航空機の機内で配布されない場合もありますので、その際は、入国審査ゲート前に備え付けられている入国カードに必要事項を記入のうえ入国審査を受ける必要があります。なお、入国カードを代行記入するとして、謝金を要求する事例が見られますが、空港でそのようなサービスは行っていませんので、自ら記入するようにしてください。

（2）黄熱の汚染地域に渡航したことのある入国者は、入国（トランジットを含む）の際に、黄熱予防接種証明書（イエローカード）の提示が必要となる場合があります。

（3）国内の空港によっては、入国審査窓口と検疫窓口が隣接しており、入国審査時に提示した旅券と出国のための航空券のうち、旅券のみ入国審査官から

直接検疫官に渡されます。航空券は入国審査官から、また旅券は検疫官から各々返却されることとなるので旅券や航空券を紛失する原因ともなっています。したがって提示した物をすべて受け取るよう気をつけてください。

(4) 学術調査及びテレビ撮影(取材)などの目的で入国する場合には、事前の許可を必要とする場合がありますので、駐日マダガスカル大使館にお問い合わせください。

3. 外貨申告

7,500ユーロ相当以上の外貨を持ち込む場合には、申告が必要です。

4. 通関

タバコ2カートン、酒類2リットル(瓶は2本)までは無税で持込みが可能です。

恐竜の化石、ワニ・海亀のはく製、未加工の貴石、高級木材等は持ち出し禁止品目です。土産物で輸出申告書が必要な物(アンモナイトの化石の加工品等)は、購入店で作成してもらう必要があります。

なお、市内の市場では、国外に持ち出し禁止と知りながら、マダガスカル固有種(原猿類、亀、カメレオン等)を観光客に売りつけることがあります。購入しないでください。

●滞在時の留意事項

1. 滞在査証(ビザ)の延長は、内務省に申請する必要がありますが、通常、短期滞在査証の延長はできません。入国後に滞在査証の延長又は変更を予定している場合は、事前に変更可能査証(ビザ・トランスフォーマブル)を取得して入国する必要があります。

2. 近年、滞在期間の延長手続きを代行すると持ちかけ、高額な料金を取って偽の滞在許可証を作成する業者が現れていますが、絶対に利用しないでください。

3. 旅行制限

外国人の旅行が禁止又は制限されている場所はありません。

4. 写真撮影

大統領府、首相府、空港、港湾、治安機関関連施設等の撮影は禁止されています。マダガスカル国旗を掲げた建物も政府関係機関の建物ですので、撮影は

避けた方が無難です。また、マダガスカル慣習上、王族の墳墓等についても撮影は禁止されています。取材等で撮影をする必要がある際は、事前の許可が必要な場合がありますので、詳しくは駐日マダガスカル大使館にお問い合わせください。

地方の部族によっては写真を撮られることを嫌うこともあります。写真を撮ろうとしてカメラを向けたところ、いきなり暴力行為を受けた事例もあることから、現地人を撮影する際は、無闇に撮影することなく、事前に相手方の同意を得る等十分注意してください。

5. 各種取締り法規

(1) 麻薬

麻薬所持の刑罰は、懲役、罰金等の刑罰が科せられます。マダガスカルでは、麻薬に類する植物が自生している場所があり、特に地方においては、これらを手に入れることは比較的容易ですが絶対に入手を試みたり、使用したりしないでください。噛みタバコのような素性のわからない植物を勧められても絶対に口にしないでください。

また、近年、当局の麻薬取締りは強化されており、国内各地で検問が実施されています。

(2) 不法就労

外国人の就労許可申請には、雇用主との契約書、犯罪経歴証明書（警察証明書）等が必要ですが、許可取得までに長期間を要します。不法就労が摘発された場合には、国外退去となる可能性があります。

(3) 治安維持

外国人が新聞、テレビ、ラジオ等を通じて政治的意見を発表することやスパイ行為は禁止されています。そのような治安維持上違法と認められる活動を行った場合には、国外追放、懲役、罰金の刑に処せられます。

旅券等は常時携帯が義務付けられています。スリ・ひったくり等には十分注意してください。

(4) その他

ア 両替は、銀行、両替商、ホテル等の認可された場所において行ってください。空港等で不法両替商が勧誘してくることがありますが、絶対に利用しないでください。

イ 繁華街（特にナイトクラブ周辺）では、トラブルに巻き込まれないためにも売春婦には近づかないように注意してください。

ウ 外国人が違法行為により罰金刑を科せられた場合、その罰金額は非常に高額です。罰金が支払えない場合には懲役刑となります。

エ マダガスカル国内において、犯罪に関与した場合、司法手続き終了まで長期間拘留されることがあります。

オ マダガスカル国内法では、一方の親のみによる子の居所の移動について定めている法律はありませんが、訴訟のケースに応じて裁判により判決が下される仕組みとなっています。したがって、配偶者（離婚後の元配偶者を含む）の同意なく子を日本に連れ帰る場合、犯罪とされる可能性があるため注意が必要です。こういったことを防ぐためには、子を連れ帰る前に、配偶者の同意を得るか、又は第一審裁判所（Tribunal de premiere instance）において、配偶者との離婚調停及び親権調停を行っておく必要があります。

6. 交通事情

マダガスカルの交通マナーは劣悪で、ドライバーは自己中心的な運転をしています。車道及び歩道の区別のない道路が多く、歩行者は交通量の多い道路において車の間を縫うように横断するため、交通事故が頻発しています。また、車や道路の整備状況が劣悪であることに加え、近年オートバイが増加したことにより大事故になるケースが発生しております。

マダガスカルの道路は右側通行です。道路の幅が狭いうえ、舗装状況もあまり良くないため、雨季には道路が冠水することもあります。

首都アンタナナリボでは、狭い道路が複雑に入り組んでおり、路上駐車も多いため、通行が困難になっています。また、標識のない一方通行が多い上、交差点ごとに優先道路が異なっていることから、マダガスカルの交通事情に慣れていない日本人旅行者は、車を運転することをお勧めできません。

7. 通貨に関する注意

2017年7月17日から、20000 アリアリ紙幣が新たに発行され、2000・5000・10000 アリアリ紙幣はデザインが変更されました。また、順次2017年9月18日から100・200・500・1000 アリアリ紙幣もデザインが変更されており、現在は新旧紙幣の混用期間となっています。こうした中で、都心部において紙幣を偽造したとして逮捕される事案も発生しており、偽造紙幣に十分注意する必要があります。

8. 現地に3か月以上滞在される方は、緊急時の連絡などに必要ですので、到着後遅滞なく在マダガスカル日本国大使館に「在留届」を提出してください。また、住所その他届出事項に変更が生じたとき、又は日本への帰国や他国に転居する（一時的な旅行を除く）際には、必ずその旨を届け出てください。在留届の届出は、在留届電子届出システム（ORR ネット、

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet>)による登録をお勧めしますが、郵送、ファックスによっても行うことができますので、最寄りの在外公館まで送付してください。

9. 在留届の提出義務のない3か月未満の短期渡航者の方（海外旅行者・出張者を含む）は、外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録をお願いします（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）。「たびレジ」に渡航期間・滞在先・連絡先等を登録すると、滞在先の最新の安全情報がメールで届き、緊急時には在外公館からの連絡を受けることができます。安全情報の受け取り先として、家族・同僚等のメールアドレスも追加登録できますので、併せてご活用ください。

●風俗、習慣、健康等

1. 衛生事情

衛生状態、医療環境などは社会階層により極端な格差があります。首都などの中級以上のホテル、富裕層や外国人向けのレストランの衛生状態はほぼ良好です。一方、低所得者層の衛生状態はいまだに劣悪で、農村や都市のスラム街ではしばしば伝染性疾患の流行が見られます。首都の中流層以上の居住地域では浄化槽がかなり普及していますが、近代的水道はありません。農村やスラム街ではトイレそのものがなく、汚水が流れる川や池で水浴びや洗濯も行われているのが現状です。したがって、安宿やホームステイ、大衆食堂の利用はウイルス・細菌・寄生虫による感染症に感染するリスクが極めて高いことから、野菜・肉・魚は必ず加熱調理をしたものを食べ、生食は避けてください。露店などで皮をむいて売っている果物は、病原体で汚染されている可能性が高く危険です。水道水は、うがい・洗顔・食器洗いに使う分には問題ありませんが、飲用には適しておらず、下痢の原因となる可能性があります。煮沸して飲むか、市販のミネラルウォーターを飲むようにしてください。

また、雨季（現地の夏）には蚊・ノミ・ダニなどの害虫発生がみられますが、同じ都市でもそれぞれの地区の衛生状態によって大きな差があります。

2. 病気

（1）マラリア

東海岸側は高温多湿の熱帯雨林気候で、1年を通じてマラリアが発生しています。北・西・南海岸側でも雨季（11～3月）を中心にマラリア発生がみられます。一方、国土の約70%を占める中央高地はほぼ標高1000m以上の高原で、年間を通じてマラリアの発生はまれです。特に首都アンタナナリボ市でのマラリア感

染の可能性はほとんどありません。

マダガスカルのマラリアの 90%以上は悪性の熱帯熱マラリアです。治療が遅れると生命に関わる場合がありますので注意が必要です。

病原体であるマラリア原虫は、蚊（ハマダラカ）が媒介します。マラリア予防は、何よりも蚊に刺されることを防ぐことが大切です。ハマダラカは日没後に活動を始めますので、海岸地帯での夜間外出の際は白い長袖・長ズボン（ハマダラカは白を嫌い黒を好む）を着用し、防虫剤などを使用することをお勧めします。さらに、寝室では蚊帳や電気蚊取り器などを使用してください。これらの器具はマラリアの危険がある地域の中級以上のホテルではたいてい備え付けられていますが、地方では停電も多いので、電気蚊取り器は電池式のものを日本から持参すると役立ちます。海岸部に 10 日間以上滞在する場合は、抗マラリア薬の予防内服が有効ですが、必ず事前に専門医にご相談ください。

（2）細菌性下痢症

マダガスカルは下水道が未整備の地域が多いため、細菌による食物汚染が起こりやすい環境です。病原菌としては、病原性大腸菌・赤痢菌・サルモネラ菌などが多くみられ、コレラが発生することもあります。道端の露店で売っている食物・菓子は不衛生であることが多いので、購入は避けてください。市場で購入した野菜類は清潔な水でよく洗い、肉・魚類は十分加熱してください。

（3）寄生虫症

回虫・ぎょう虫など、腸に寄生する寄生虫が多くみられます。食べ物に付着した寄生虫卵が人の口から入り、腸管内で成長して腹痛・下痢・肛門周囲の痒みなどの症状を引き起こします。衛生状態の良好なホテルやレストランを除き、レタス・パセリ・イチゴ・トマトなどの野菜・果物類を生でそのまま食べるのは注意が必要です。犬や猫などをはじめ、動物との接触にも注意し、手洗い、うがいを励行しましょう。また、湖、池などの淡水はビルハルツ住血吸虫、マンソン住血吸虫などに感染する可能性があるため、不用意に入らないようにしてください。

（4）狂犬病

狂犬病は狂犬病ウイルスをもった動物の唾液から感染し、発症するとほぼ確実に死亡する危険な病気です。マダガスカルでは野犬が多く、特に夜間は群れをなしてうろついているので、その意味でも夜間の一人歩きは危険です。また、イヌ以外の野生動物の感染も多く、キツネザルの感染も報告されています。かわいからといって、動物に不用意に手や顔を近づけるのは危険です。マダガスカル国内で長期の野外活動を予定している人は予防接種（3 回注射が必要）を受けることをお勧めします。野犬等に咬まれたときは、予防接種済みでも暴露後ワクチンの追加接種が必要です。ワクチン未接種の方が咬まれた場合は、24

時間以内に曝露後ワクチン接種を受ける必要があり、間隔を置いて計 6 回の接種を行います。ワクチンは首都アンタナナリボ市のパスツール研究所の狂犬病センター（週 7 日オープン、週末は午前中のみ）で接種できます。

（5）ポリオ

世界保健機構（WHO）は、2014 年 5 月 5 日、ポリオウイルスについて「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態」を宣言しています。マダガスカルは、当該緊急事態における「もはやポリオウイルス（野生型又はワクチン由来）の感染はないが、ワクチン由来の再感染に対して影響を受けやすい国」とされています。2015 年にマダガスカルではワクチン由来ポリオウイルスによる急性弛緩性麻痺症例が発生しました。感染症広域情報もご参照ください。

（参考）感染症広域情報

http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2017C170.html

（6）ペスト

日本では過去 80 年以上発症者はみられませんが、マダガスカルは世界有数のペスト汚染国です。細菌性の伝染病で、ネズミに寄生しているノミが媒介します。毎年、夏（雨季）に発生します。近年、農村では焼畑や農薬散布のために、野ネズミが人の住むところに移動したことや都市の衛生状態が悪化していることで、流行が危惧されています。不衛生な所へ近づかないことが重要です。特に、肺ペストが流行すると、ヒトからヒトへの感染が起こるため注意が必要です。2017 年は、8 月末のペスト発生以降、最新情報（2017 年 10 月 16 日時点）では、全体で 849 名のペスト症例（568 名の肺ペスト症例を含む）が確認され、67 名が死亡しています。

（参考）感染症スポット情報

マダガスカルにおけるペストの流行

<http://www.mg.emb-japan.go.jp/files/000294878.pdf>

（7）HIV/AIDS, その他

マダガスカルはアフリカ圏では比較的 HIV 感染率が低く、HIV 陽性率は全国平均 0.5% というデータが出ています。しかし、フォールドーファン、チュレアルといった観光地、港町ではより高い陽性率が報告されています。同時にこれらの町では梅毒などの性感染症も頻繁に報告されていますので十分注意してください。

3. 医療事情

首都アンタナナリボには、比較的設備の整った私立病院がありますが、高度な医療や緻密な看護は期待できません。日本人が比較的よく利用する病院としては、Polyclinique Saint François d' Assise（日本人看護師が勤務）と Po

lyclinique D' Ilafy の 2 院があります。

地方都市においては、十分な治療を受けることはできません。重い負傷や病気の際には、首都の病院に移動した方が良いでしょう。

また、重症疾患や手術を要する場合、近隣の医療先進国（仏領レユニオン島、南アフリカ等）への移送が必要となりますので、緊急移送サービスを含む十分な補償内容の海外旅行保険等への加入をお勧めします。

4. 「世界の医療事情」（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/africa/madagas.html>）において、マダガスカル国内の衛生・医療情報等を案内していますので、渡航前には必ずご覧ください。

その他、必要な予防接種等については、以下の厚生労働省検疫所ホームページを参考にしてください。

◎感染症情報（<http://www.forth.go.jp>）

●緊急時の連絡先

◎警察：TEL 17 又は 117

◎救急：TEL 17 又は 117

◎消防：TEL 18 又は 118

◎在マダガスカル日本国大使館（アンタナナリボ市）

TEL：（市外局番 020）22-493-57（開館時間 08:00～16:45）

又は（携帯コード 032）07-072-11（閉館時間）

（問い合わせ窓口）

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902, 2903

（外務省内関係課室連絡先）

○領事局海外邦人安全課（テロ・誘拐関連を除く）（内線）2306

○領事局邦人テロ対策室（テロ・誘拐関連）（内線）3047

○海外安全ホームページ：

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/sp/index.html>（スマートフォン版）

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>（モバイル版）

（現地大使館連絡先）

○在マダガスカル日本国大使館

住所：Villa Chrysantheme III Ambohitovo Analamahitsy Antananarivo
(BP. 3863)

電話：(市外局番 020) 22-493-57

国外からは(国番号 261) 20-22-493-57

F A X：(市外局番 020) 22-494-94

国外からは(国番号 261) 20-22-494-94

ホームページ：<http://www.mg.emb-japan.go.jp/j/>